

平成31年4月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官



平成29年(行ウ)第6号 公文書一部非開示決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成31年1月15日

判 決

5 山形県西村山郡朝日町太郎65

原 告  
同訴訟代理人弁護士

長 岡 昇  
佐 藤 欣 哉  
田 中 暁  
外 塚 功  
高 橋 敬 一

10

山形市松波二丁目8番1号

被 告  
同代表者知事  
処分行政庁

山 形 県  
吉 村 美 栄 子  
山 形 県 知 事  
吉 村 美 栄 子  
内 藤 和 暁  
小 野 寺 弘 行  
大 瀧 亜 樹  
阿 部 誠  
小 林 恵 美 子

15

同訴訟代理人弁護士  
  
同 指 定 代 理 人

20

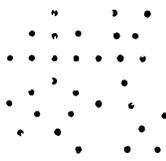
主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

25 第1 請求の趣旨

処分行政庁が平成29年5月19日付けで原告に対してした公文書一部開示



決定（学文第120号）のうち、別紙1の「文書の件名」欄に記載の各文書の「非開示部分」欄記載の部分を開示しないとした部分を取り消す。

## 第2 事案の概要

1 本件は、原告がした山形県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づく文書の開示請求に対し、処分行政庁がその文書の一部について本件条例が規定する不開示情報が記録されているとして、当該記録がある部分を開示しないとし、その余の部分を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）をしたため、原告が、不開示情報が記録されているとされた文書のうちの一部である別紙1の「文書の件名」欄に記載の各文書の「非開示部分」欄記載の部分（以下「本件不開示部分」という。）に記録されている情報は本件条例が規定する不開示情報には該当しないと主張して、被告に対し、本件処分のうち、本件不開示部分を開示しないとした部分の取消しを求める事案である。

### 2 関連法令等の定め

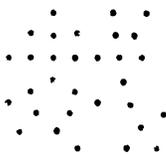
本件に関係する法令及び学校法人会計基準（平成25年4月22日文科科学省令第15号による改正前のもの。以下同じ。）の定めは、別紙2の1ないし3のとおりである。

また、本件条例（乙1）のうち本件に関係する部分は、別紙2の4のとおりであり、山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（抜粋）（平成10年3月24日付け総第600号総務部長通知 平成28年3月30日最終改正）（乙2）のうち本件に関係する部分は、別紙2の5のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いがないか後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

#### (1) 本件処分及び本件訴訟の提起

原告は、平成29年4月26日、処分行政庁に対し、本件条例に基づき、山形市内に東海大学山形高等学校を設置し、山形県などから補助金の交付を受けている学校法人東海山形学園（以下「本件学校法人」という。）に関する公文書



の開示を請求した。

処分行政庁は、同年5月19日、上記請求に対し、本件不開示部分を含む一部分について、本件条例6条1項2号又は3号が規定する不開示情報が記録されているとして、開示しないこととし、その余の部分について開示する旨の本件処分をした（甲1）。

原告は、同年7月3日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(2) 本件不開示部分に係る処分行政庁の判断

本件不開示部分は、本件学校法人の平成24年度から平成27年度までの資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の一部である。

処分行政庁は、本件処分において、上記の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表には以下の記載があるとして、以下のとおり、その一部を開示したが、開示をしないとした部分（本件不開示部分）に記録された情報は、いずれも本件条例6条1項3号が規定する不開示情報に該当すると判断して、これを開示しなかった。

ア 資金収支計算書（甲1、2の1ないし2の4）

(ア) 開示をした部分

a 以下の大科目の科目名（大科目の全部）及びその金額

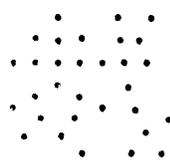
収入の部：学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産運用収入、事業収入、雑収入、前受金収入、その他の収入、資金収入調整勘定、前年度繰越支払資金

支出の部：人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出、その他の支出、予備費、資金支出調整勘定、次年度繰越支払資金

b 補助金収入の科目名下に置かれた中・小科目及びその金額

c 収入の部及び支出の部の各合計額並びに全体の合計額

(イ) 開示をしないとした部分



- a 大科目のうち、収入の部の前年度繰越支払資金並びに支出の部の予備費及び次年度繰越支払資金以外の科目名下に置かれたより詳細な科目名及びその金額
- b 注記部分に記載された予備費の使用額の内訳
- c 注記部分に記載された科目間の流用の使用額の内訳

イ 消費収支計算書（甲 1， 4 の 1 ないし 4 の 4）

(ア) 開示をした部分

- a 以下の大科目の科目名（大科目の全部）及びその金額  
消費収入の部：学生生徒等納付金，手数料，寄付金，補助金，資産運用収入，事業収入，雑収入，帰属収入合計，基本金組入額合計  
消費支出の部：人件費，教育研究経費，管理経費，資産処分差額，徴収不能引当金繰入額（平成 26 年度分及び平成 27 年度分），徴収不能額（平成 26 年度分のみ），予備費
- b 補助金収入の科目名下に置かれた中・小科目及びその金額
- c 消費収入の部及び消費支出の部の各合計額並びに当年度消費収入超過額，前年度繰越消費支出超過額，基本金取崩額（平成 26 年度分のみ）及び翌年度繰越消費支出超過額

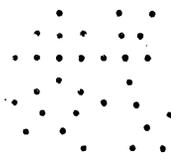
(イ) 開示をしないとした部分

- a 大科目のうち、消費支出の部の予備費以外の科目名下に置かれたより詳細な科目名及びその金額
- b 注記部分に記載された予備費の使用額の内訳
- c 注記部分に記載された科目間の流用の使用額の内訳

ウ 貸借対照表（甲 1， 5 の 1 ないし 5 の 4）

(ア) 開示をした部分

- a 以下の大科目の科目名（大科目の一部）及びその金額  
資産の部：固定資産，流動資産



負債の部：固定負債，流動負債

消費収支差額の部：翌年度繰越消費支出超過額

b 資産の部，負債の部，基本金の部及び消費収支差額の部の各合計額並びに負債の部，基本金の部及び消費収支差額の部合計の額

5 c 注記の部分の以下の標題

重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

10 担保に供されている資産の種類及び額

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項  
関連当事者との取引

15 d 注記のうち「重要な会計方針」の下に置かれた標題

①引当金の計上基準

②その他の重要な会計方針

e 注記のうち「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の下に置かれた以下の標題及びその内容のうち以下の部分

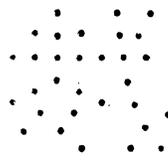
20 ①所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは，次のとおりである。

平成21年3月31日以降に開始したリース取引

25 f 注記のうち「翌会計年度以後の会計年度において基本金への組み入れを行うこととなる金額」の下に記載された金額

(イ) 開示をしないとした部分



- a 資産の部及び負債の部に記載された大科目の下に置かれたより詳細な科目名及び金額
- b 基本金の部の大科目名及び金額
- c 上記(ア)の注記の標題の下に記載された内容及び金額

5 4 争点

本件不開示部分が本件条例6条1項3号イに該当するか否か。

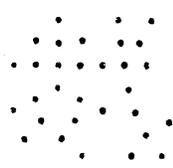
5 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

10 (1) 法人の事業に関する情報には、開示されると法人の権利利益を害するおそれがあるものがある。そのため、本件条例は、法人に関する情報であって、その内容が開示されることにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報として定めている。これは、具体的には、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業運営が不当に損な  
15 われるおそれがあるものなどである。

(2) 高等学校を設置する学校法人の財務会計書類に記載された大科目よりも詳細な小科目を検討すれば、以下のとおり、当該学校法人の経営上の秘密やノウハウ（当該学校法人がどのような経営方針に基づいてどのような点に重点をおいてどのような経営方法で経営されているか）を容易に知ることができ、他の  
20 高等学校の関係者らが、このような情報を知ることによって、これらを踏まえた対策や学校経営を行うことにより、高等学校間の競争において、当該学校法人の競争力が損なわれることになると十分に考えられる。

ア 資金収支計算書及び消費収支計算書の大科目である「人件費支出」の科目  
25 名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人が教員の人件費にどの程度の重点を置いているか、理事などに対してどの程度の報酬を支払っているか、退職者に対してどの程度の退職金を支払って



いるか、退職金の支払に充てるための引当金の有無及び引当金への繰入額等が明らかになり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような点に重点を置いて人件費の支出を行っているのかという経営における考え方や、人件費や退職金の負担についての正確かつ詳細な内容が明らかになる。

5

イ 資金収支計算書の大科目である「教育研究経費支出」及び消費収支計算書の大科目である「教育研究経費」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人が、教育研究の目的で、電気、ガス、水道の光熱費や消耗品費、教員の外部への出張、研修等のための旅費交通費にどの程度の支出を行っているか、特待生に対する奨学金としてどの程度の支出を行っているか、設備に関する減価償却をどの程度行っているかなどが明らかになり、追加の小科目や細分化された小科目が置かれている場合には、当該学校法人がどのような点に重点を置いて教育研究に関する支出を行っているのかという経営における考え方が明らかになる。

10

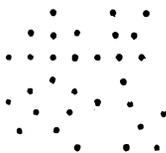
ウ 資金収支計算書の大科目である「管理経費支出」及び消費収支計算書の大科目である「管理経費」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人の管理部門の活動の規模や管理部門の活動においてどのような点に重点を置いているかが明らかになり、追加の小科目や細分化された小科目が置かれている場合には、当該学校法人がどのような点に重点を置いて管理部門に関する支出を行っているのかという経営における考え方が明らかになる。また、管理経費支出の科目名下に置かれた小科目と、教育研究費支出の科目名下に置かれた小科目との比較によって、当該学校法人が教育研究のための活動との対比で、管理部門にどの程度の重点を置いて支出を行っているのかという経営における考え方が明らかになる。

15

20

25

エ 資金収支計算書及び消費収支計算書の大科目である「資産運用収入」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校



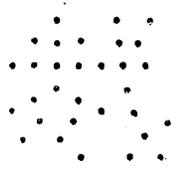
法人の奨学金に関する基金の有無、規模等や、投資リスクのある有価証券等への投資をどの程度行っているか、外部から得ている施設設備利用料収入がどの程度あるのかといった事項が明らかになり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような方法で資産運用を行っているのかという経営上のノウハウや、資産運用状況についての正確かつ詳細な内容が明らかになる。

オ 資金収支計算書及び消費収支計算書の大科目である「事業収入」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人が食堂、売店、寄宿舍等の設備の利用について徴収している利用料の規模や、研究所などの附属機関の事業の収入、収益事業からの収入の有無等が明らかになり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、研究所などの附属機関の事業や収益事業をどの程度の規模で行っているのかという経営上のノウハウや、収入状況に関する正確かつ詳細な内容が明らかになる。

カ 資金収支計算書の大科目である「寄付金収入」及び消費収支計算書の大科目である「寄付金」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、使途が特定されていない一般寄付金と使途が特定されている寄付金の割合、受贈の有無等が明らかとなり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような点に重点を置いて寄付金を募っているのかという経営上のノウハウや、寄付金に係る収入についての正確かつ詳細な内容が明らかとなる。

キ 資金収支計算書の大科目である「施設関係支出」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、グラウンドや校舎等の施設整備のためにどの程度の支出を行ったか、新たな建物の建設の有無等が明らかとなり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような点に重点を置いて施設整備を行っているのかが明らかになる。

ク 資金収支計算書の大科目である「設備関係支出」の科目名下に置かれてい



る小科目の科目名及び金額が公開された場合、教育研究用機器やその他の機器備品、図書、車両等についてどの程度の設備投資を行っているかが明らかとなり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような点に重点を置いて機器、図書、車両等の備品を整備しているのかという経営上のノウハウが明らかになる。

5

ケ 資金収支計算書の大科目である「資産運用支出」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、有価証券購入の有無、引当金への資金移動の有無、収益事業への元入金への支出の有無、第3号基本金への支出状況が明らかになり、当該学校法人がどのような経営方針に基づいて、どのような点に重点を置いて資産運用を行っているかといった経営上のノウハウや、引当金の計上額や基金の規模などについての正確かつ詳細な内容が明らかになる。

10

コ 資金収支計算書の大科目である「その他の支出」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人の債務の弁済状況や未払金の支払状況等が明らかになり、当該学校法人の資金繰りの状況についての正確かつ詳細な内容が明らかになる。

15

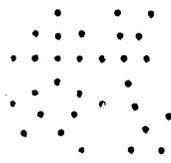
サ 資金収支計算書及び消費収支計算書については、適当な小科目を追加したり細分化したりすること及び中科目を設けることが可能であるが、これらが公開された場合には、上記の経営上のノウハウや、経営に係る事項についての正確かつ詳細な内容が明らかになる。さらに、学校法人が重要な取引先や寄付者の名称を冠した小科目を設けている場合、運営上重点を置いて管理している情報が明らかになる。

20

シ 資金収支計算書及び消費収支計算書の注記は、前述した小科目等の具体的な内容に関する情報である。

25

ス 貸借対照表の大科目である「固定資産」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合、当該学校法人が保有する施設の状況や



新たな施設整備計画の有無，有価証券投資の有無，収益事業に対する出資の有無，基本金の引当て状況といった情報が明らかになり，当該学校法人がどのような経営方針に基づいて，施設整備や備品の更新にどの程度の支出を行っているか，新たな施設整備を行っているか，どのような資産運用を行っているかといった経営上のノウハウが明らかになる。

また，貸借対照表の大科目である「固定資産」の科目名下に置かれている「有形固定資産」及び「その他の固定資産」の中科目の金額が公開された場合，その増減や規模などの情報によって，前述のような小科目に関する情報を推認させることになると共に，財務分析によって当該経営についての正確かつ詳細な判断が可能となる。

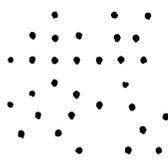
セ 貸借対照表の大科目である「流動資産」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合，当該学校法人がその保有資産を短期貸付金としたり，有価証券に投資したりするなどしてどのように運用しているかといった取引状況が明らかになる。

ソ 貸借対照表の大科目である「固定負債」及び「流動負債」の科目名下に置かれている小科目の科目名及び金額が公開された場合，当該学校法人の資金繰り，退職金債務，学校債の額等が明らかになり，財務分析による経営判断の正確かつ詳細な内容が明らかになる。

タ 貸借対照表の基本金の部に置かれている各基本金の科目名及び金額が公開された場合，当該学校法人が各基本金についてどの程度の金額を有しているのかが明らかとなり，財務分析によって当該経営についての正確かつ詳細な判断が可能となる。

チ 貸借対照表の注記は，学校法人会計基準34条に従って記載され，そこには学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項が記載されており，小科目よりもさらに詳細な情報となっている。

なお，原告は，本件学校法人の貸借対照表の注記のうち，「関連当事者との

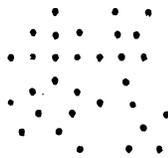


取引」という標題の下に記載された情報は、株式会社ダイバーシティメディアの株主総会において報告された情報と同様の内容であり、開示することによって本件学校法人の正当な利益を害するおそれはないと主張するが、仮にそのとおりであっても、同情報は、同社の株主に対して報告されたものであって、広く一般に公開された情報ではないし、高等学校を設置する学校法人の貸付けを開示すると、当該学校法人の資産運用の実態が明らかになり、他の高等学校の関係者が知ることによって当該学校法人の競争力が損なわれることにつながる。

そして、私立学校法において、利益相反行為に関する学校法人の利益を担保する規定が定められていることからすれば、利益相反行為に該当する行為が記載されている可能性があるからといって、当該情報を公開すべきであるとはいえない。

- (3) 原告は、平成16年に改正された私立学校法が、財務会計書類を利害関係人の閲覧に供すべきことを定めているのは、学校法人の情報公開を一層促進させることを目的とするものであり、多額の補助金の交付を受けている学校法人が地方公共団体に届け出た財務会計書類は最大限開示されるべき情報であるから、不開示情報とされるのは、開示により当該学校法人の利益を具体的かつ明白に害するおそれがある場合に限られ、また、当該財務会計書類の小科目にわたる詳細な情報を開示している学校法人も存在しており、これによってその競争上の地位が害されるといった事態が発生したこともないから、上記情報を開示することによって当該学校法人の経営方針や経営方法の詳細が判明することはないなどと主張する。

しかしながら、平成16年の改正後の私立学校法においても、何らの利害関係を有しない第三者には、学校法人の財務会計書類の閲覧は認められておらず、また、利害関係のある者からの閲覧請求であっても、正当な理由がある場合には当該学校法人はこれを拒むことができるとされており、学校法人の財務会計



書類が当該学校法人の内部情報であるという前提に変わりはない。また、私立  
学校法の平成16年の改正によって、補助金を受けていることを理由に、より  
情報公開が求められるようになったと解することはできない。さらに、本件条  
例では、不開示情報に当たるといい得るためには、その情報を開示すること  
5 によって、当該法人等の運営に支障が生ずる具体的かつ明白なおそれがあるとい  
えなければならないとはされていない。そうすると、本件条例6条1項3号イ  
の要件を当該法人等の運営に支障が生ずる具体的かつ明白なおそれがある場  
合に限定して解すべきであるとはいえない。

また、大学を設置する全ての学校法人等が当該学校法人の財務会計書類の詳  
10 細な部分をホームページ上で公開しているわけではなく、本件学校法人が設置  
している高等学校は、大学等と比べて小規模であって、大学等よりも財務会計  
書類に記載された内容によって経営方法が明らかになりやすい。したがって、  
大学を設置する学校法人等の一部が財務会計書類の詳細な部分まで一般に公  
開していることをもって、高等学校を設置する学校法人の財務会計書類の公開  
15 によって当該学校法人の競争力が損なわれるおそれがあることを否定するこ  
とはできない。

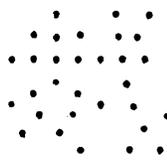
(4) したがって、本件不開示部分に記録された情報は、本件条例6条1項3号イ  
に該当する。

(原告の主張)

20 (1)ア 本件条例は、県民の県政に関する情報を知る権利を保障することによって、  
県民が行政を監視する権能を保障するという意義を有するから、本件条例に  
おける不開示情報の定めは、上記権利等の保障の意義を損なうものであって  
はならない。

イ 私立学校法の目的及びその規定ぶりからすれば、私立学校については、自  
25 主性を尊重すると共に、公共性にも十分配慮する必要がある。

また、私立学校法の平成16年の改正は、私立学校に公共性があることに



鑑みて、財務情報の開示請求権者及び開示対象書類の範囲を拡大し、学校法人の情報公開を一層促進させることを主な目的とするものであるところ、多額の補助金を受けている私立学校に関しては、補助を受けていない私立学校よりもより一層の情報公開が求められるようになったものというべきである。さらに、文部科学省が発表している学校法人の財務情報の公開に関する考え方は、学校法人の公共的性格や説明責任から、財務情報の公開を促している。

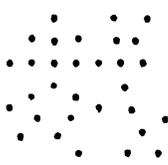
ウ そうすると、地方公共団体から補助金を受けている私立学校が、当該地方公共団体に届け出た計算書類は、原則として、最大限開示されるべき情報であるから、そのような計算書類を不開示とし得るのは、これを開示することによって、当該学校法人の利益を具体的かつ明白に害するおそれがある場合でなければならない。

仮に、当該学校法人の財務会計書類の大科目だけではなく、小科目までも検討しなければ、当該学校法人の経営方法等が容易に判明するとは言い難いとしても、そうであるからといって、小科目を検討すれば、経営方法等が容易に判明するということにはならない。

(2) 本件不開示部分は、私立学校法において閲覧対象とされている財務会計書類の一部であるから、開示されることによって学校法人を害する情報などはない。

また、本件学校法人と同様に高等学校を設置する学校法人の中には、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表の小科目の情報をも一般に公開している学校法人が存在しているところ、当該学校法人が上記情報を公開していることによって、その競争上の地位が害されるといった事態が発生したことはないのであって、上記情報を公開することによって、当該学校法人の経営方針や経営方法の詳細が判明することはない。

さらに、本件不開示部分には、貸借対照表の注記のうち「関連当事者との取引」との標題の下に記載された内容が含まれている。平成27年度の貸借対照



表の「関連当事者との取引」欄には、本件学校法人が株式会社ダイバーシティメディアに貸し付けた短期貸付金3000万円が計上されていると思われる  
ところ、同情報は、既に、同社の株主総会において報告されている情報である  
から、開示することによって当該学校法人の正当な利益を害するおそれはない。  
5 また、私立学校が行う第三者への貸付けは、私立学校の本来の事業とは関係の  
ないものであるから、学校経営上の秘密やノウハウなどにあたることはない。  
多額の補助を受けていることや、上記貸付金に係る貸付けが利益相反行為に当  
たる可能性があることなどにも鑑みれば、上記情報は保護すべき情報には当た  
らない。

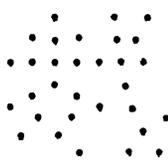
10 以上のとおり、本件不開示部分を開示することによって、本件学校法人の競  
争上の地位、財産権その他正当な利益が害される具体的かつ明白なおそれはない。  
い。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

15 前記前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認  
めることができる。

- (1) 文部科学省高等教育局私学部参事官は、文部科学大臣が所轄する各学校法人  
の理事長に対し、平成29年2月24日付け及び平成30年2月28日付けで、  
学校法人の財務情報等の公開に関して、学校法人が公共性の高い法人としての  
20 説明責任を果たし、在学生や保護者等の理解と協力を一層得られるようにする  
という観点から、私立学校法により、関係者に対し財産目録等の財務会計書類  
を閲覧に供することが義務付けられていること、私立学校法の規定は、最低限  
の内容を規定したものであること、各学校法人においては、法律に規定する内  
容に加え、それぞれの実状に応じ、より積極的な対応を執ることが期待されて  
25 いること、文部科学省としては、学校法人のホームページなどを活用して一般  
に広く情報提供を行うよう積極的な取組をお願いしていることなどを通知し



た（甲 9， 1 4）。

(2) 大学を設置している学校法人（一部除く。）及びこれら学校法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下，これらを併せて「大学法人等」という。）の合計 6 6 3 法人の貸借対照表や収支計算書等による財務情報の公開状況は，平成 2 8 年 1 0 月 1 日時点において，以下のとおりである（甲 9）。

ア 貸借対照表又はその概要を大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 9 9 . 8 %

イ 貸借対照表の小科目まで大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 5 3 . 8 %

ウ 貸借対照表の注記事項も大学法人等のホームページ上で公開している大学法人等 約 2 9 . 6 %

エ 資金収支計算書又はその概要を大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 9 9 . 5 %

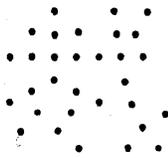
オ 資金収支計算書の小科目まで大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 3 7 . 6 %

カ 事業活動収支計算書又はその概要を大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 9 9 . 8 %

キ 事業活動収支計算書の小科目まで大学法人等のホームページ上に掲載している大学法人等 約 3 8 . 2 %

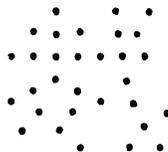
(3) 高等学校を設置する学校法人の中には，資金収支計算書，事業活動収支計算書（学校法人会計基準の改正後の用語であり，学校法人会計基準では消費収支計算書とされていたものに概ね対応するものである。），貸借対照表の小科目まで当該学校法人のホームページ上に掲載している学校法人がある（甲 1 1 の 1 ないし 1 3 の 4）。

## 2 争点に対する判断



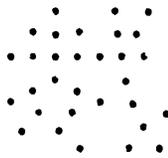
(1) 学校法人が作成する財務会計書類に記載される情報は、当該学校法人の内部情報であるところ、国や都道府県から補助金を受ける学校法人は、学校法人会計基準に従い、平成26年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては平成27年度）までは、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の財務会計書類を作成することとされていた（私立学校振興助成法14条1項、学校法人会計基準1条1項、4条）。そうすると、これらの財務会計書類には、学校法人会計基準の別表1ないし3に記載されているような小科目及び注記が記載され、場合によっては、当該学校法人によって適当な小科目が追加又は細分化して記載されていたり、大科目と小科目の間に中科目が追加されていたりするものといえる。

前記前提事実のとおり、本件学校法人の平成24年度から平成27年度までの財務会計書類のうち、資金収支計算書には、大科目として、学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産運用収入、事業収入、雑収入、前受金収入、その他の収入、資金収入調整勘定、前年度繰越支払資金、人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出、その他の支出、予備費、資金支出調整勘定、次年度繰越支払資金という科目が、消費収支計算書には、大科目として、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入、雑収入、基本金組入額、人件費、教育研究経費、管理経費、資産処分差額、予備費、当年度消費収入超過額、前年度繰越消費支出超過額、翌年度繰越消費支出超過額という科目が、貸借対照表には、大科目として、少なくとも、固定資産、流動資産、固定負債、流動負債、翌年度繰越消費支出超過額という科目がそれぞれ記載されると共に、注記の標題等も記載されているから、上記の各財務会計書類は学校法人会計基準に従って作成されているといえ、そうすると、本件不開示部分には、学校法人会計基準において上記大科目（ただし、補助金収入及び補助金を除く。）に対応するものとして示されている小科目の科目名及びその額並びに注記の内容



等が記載されているものと認められる。

そして、学校法人会計基準において示されている小科目は、資金収支計算書の学生生徒等納付金収入及び消費収支計算書の学生生徒等納付金について、授業料収入、入学金収入、実験実習料収入、施設設備資金収入など、資金収支計算書の手数料収入及び消費収支計算書の手数料について、入学検定料収入、試験料収入、証明手数料収入など、資金収支計算書の寄付金収入及び消費収支計算書の寄付金について、特別寄付金（用途指定のある寄付金）収入、一般寄付金（用途指定のない寄付金）収入など、資金収支計算書及び消費収支計算書の資産運用収入について、奨学基金運用収入、受取利息・配当金収入、施設設備利用料収入など、資金収支計算書及び消費収支計算書の事業収入について、補助活動収入、附属事業収入、受託事業収入、収益事業収入など、資金収支計算書の人件費支出及び消費収支計算書の人件費について、教員人件費支出、職員人件費支出、役員報酬支出、退職金支出など、資金収支計算書の教育研究経費支出及び消費収支計算書の教育研究経費について、消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、奨学費支出など、資金収支計算書の管理経費支出及び消費収支計算書の管理経費について、消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出など、資金収支計算書の施設関係支出について、土地支出、建物支出など、資金収支計算書の設備関係支出について、教育研究用機器備品支出、図書支出、車両支出など、資金収支計算書の資産運用支出について、有価証券購入支出、収益事業元入金支出など、貸借対照表の固定資産について、土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、図書、車両、借地権、施設利用権、有価証券、収益事業元入金、長期貸付金など、流動資産について、現金預金、未収入金、貯蔵品、短期貸付金、有価証券など、固定負債について、長期借入金、学校債、退職給与引当金など、流動負債について、短期借入金、手形債務、未払金、預り金など、基本金について、第1号から第4号までの基本金などであるから、本件不開示部分には、これらの小科目に係る額並びに注記の内容等が記載されて



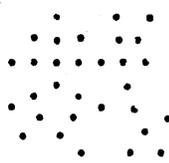
いるものと認められる。

以上によれば、上記の小科目は、かなり詳細に区分されているものであって、場合によってはさらに細分化された科目が設けられている可能性もあり、また、同じような学校法人を経営する者にとっては、上記の各小科目に係る額を把握することにより、その収支の実情について、ある程度推察することも可能であると  
5  
いい得るから、これらの各小科目に係る額及びこれを説明した注記の内容を検討すると、本件学校法人が、どのような費目に重点を置いて経営しているのかなどについて、大科目のみでは判明しないような詳細な財務状況が判明することになり、これについて専門的な財務分析を試みれば、本件学校法人の経営方針や経営上のノウハウが一定程度は解明され得ると認められる。  
10

そうすると、本件不開示部分が開示された場合、本件学校法人と競合する他の学校法人等が、本件学校法人の経営上のノウハウ等を解明し、対抗策を打ち出したり、模倣したりするなどして、本件学校法人の競争上の地位を害するなど、本件学校法人の正当な利益が害される相当程度の蓋然性が認められる。本件  
15  
条例6条1項3号イは、法人に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報として定めているのであるから、本件不開示部分に記録された情報は、かかる不開示情報に該当するというべきである。

(2) 私立学校法47条の収支計算書とは、学校法人会計基準の改正までは、資金  
20  
収支計算書及び消費収支計算書を指していたと考えられるから、同条は、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について、大科目などに限定することなく、利害関係人に対して閲覧に供することを義務付けていたが、利害関係を有しない者に対してまで請求に応じて閲覧させることを求めていたものではない。そうすると、同条は、学校法人が作成した財務会計書類を広く公開  
25  
すべきであるとするものの法的な根拠になるものではない。

また、前記関連法令等の定めのとおり、補助金の交付を受ける学校法人は、



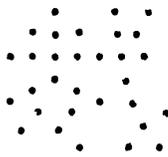
所轄庁に対して作成した財務会計書類を提出する義務などを負うとはいえ、これらの財務会計書類は、所轄庁が行う監督のために供されるものと解され、当然に公開されることを前提として作成されるものではないから、補助金の交付を受けていることをもって財務会計書類を開示すべきであるとはいえない。

5 さらに、学校法人が設置する私立学校には一定の公共性もあるから、そのような私立学校を設置する学校法人は財務会計書類などによって財務情報を公開することが望ましいといえるとしても、前記のとおり、全ての財務情報を公開すべきであるとまではいえない。

10 そうすると、本件条例の不開示情報に当たるといえるのは、これを開示することによって、当該学校法人の利益を具体的かつ明白に害するおそれがある場合に限られると解することはできない。

(3) 次に、私立学校法47条が利害関係人に対する財務会計書類の閲覧を義務付けたのは、利害関係人の閲覧による利益と、当該学校法人が閲覧させることによって被る不利益とを比較衡量した上での判断であると解されるから、同条が設けられたからといって、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の  
15 大科目よりも詳細な部分を公開しても本件学校法人の経営方針や経営上のノウハウが解明されないという理由にはならない。

20 また、前記認定事実のとおり、大学法人等であっても、貸借対照表の小科目までを一般に公開しているのは6割にも満たず、貸借対照表の注記事項については、これを公開しているのは約3割にとどまっているし、資金収支計算書の小科目を公開しているのは約4割にとどまっている。このように、相当程度の割合の大学法人等が財務会計書類の詳細な部分を一般に公開していないところ、これらの大学法人等は、財務会計書類中の上記の詳細な部分が解析されることによって、競争上の地位が害されるおそれがあると判断している可能性がある。  
25 ある。一方で、財務会計書類などの財務情報を公開している大学法人等は、その経営方針等を解明されることによる不利益よりも、情報を積極的に公開する



という姿勢を示すことによって得られる利益を優先させるという経営上の判断をしている可能性もある。そうすると、前記認定事実のとおり、高等学校を設置する学校法人の一部が、当該学校法人のホームページ上で、財務会計書類の詳細な部分も含めて公開しているからといって、本件不開示部分が公開されても本件学校法人の経営方針や経営上のノウハウが解明され、競合する学校法人が対抗策を講ずるといった事態が生じないということとはできない。

(4) 原告は、本件不開示部分のうち、本件学校法人が株式会社ダイバーシティメディアに対してした短期貸付金3000万円に関する記載部分について、同社の株主総会において報告されている情報であることや、私立学校が行う第三者への貸付けは、私立学校の本来の事業とは関係のないものであることなどから、不開示は許されないとも主張する。

しかし、株主総会に上程された情報が、当然に一般に公開されるべき性質の情報であるとはいえないから、本件学校法人とは異なる法人である上記会社の株主総会で明らかになったことが、当該情報が公開されることによって本件学校法人の正当な利益を害するおそれがある情報であるか否かの判断に影響を与えるものとはいえない。

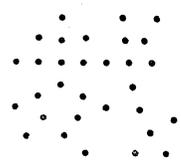
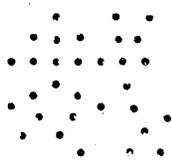
また、第三者に対する貸付金は、学校法人の経営方針やノウハウに含まれ得るものであるといえるから、貸付金であるからといって、その情報が公開されても本件学校法人の正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

(5) 以上によれば、処分行政庁による本件処分は、適法である。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部



裁判長裁判官

貝原信之

5

裁判官

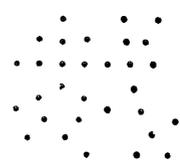
日高真悟

10

裁判官菅原光祥は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

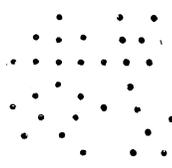
貝原信之



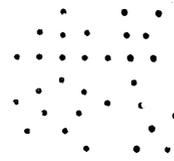
## 別紙 1

文書目録兼非開示部分一覧表

No	文書の件名	非開示部分
1	学校法人東海山形学園の平成24年度資金収支計算書	a 大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く） b 予備費の使用額の内訳 c 科目間の流用の使用額内訳
2	学校法人東海山形学園の平成25年度資金収支計算書	同上
3	学校法人東海山形学園の平成26年度資金収支計算書	同上
4	学校法人東海山形学園の平成27年度資金収支計算書	同上
5	学校法人東海山形学園の平成24年度消費収支計算書	a 大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く） b 予備費の使用額の内訳 c 科目間の流用の使用額内訳
6	学校法人東海山形学園の平成25年度消費収支計算書	同上
7	学校法人東海山形学園の平成26年度消費収支計算書	a 大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額（補助金収入を除く） b 予備費の使用額の内訳 c 科目間の流用の使用額内訳
8	学校法人東海山形学園の平成27年度消費収支計算書	同上



No.	文書の件名	非開示部分
9	学校法人東海山形学園の平成24年度貸借対照表	「貸借対照表」のうち、大科目より詳細な科目に係る科目名及び金額 「貸借対照表の注記」のうち、 a 「引当金の計上基準」の内容 b 「その他の重要な会計方針」の内容 c 「重要な会計方針の変更等」の内容 d 「減価償却額の累計額の合計額」の金額 e 「徴収不能引当の合計額」の金額 f 「担保に供されている資産の種類及び額」の内容及び金額 g 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の内容及び額 h 「関連当事者との取引」の内容及び額
10	学校法人東海山形学園の平成25年度貸借対照表	同上
11	学校法人東海山形学園の平成26年度貸借対照表	同上
12	学校法人東海山形学園の平成27年度貸借対照表	同上



## 別紙 2

### 1 私立学校法

4 7 条 1 項 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

4 7 条 2 項 学校法人は、前項の書類（中略）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

### 2 私立学校振興助成法

9 条 都道府県が、その区域内にある（中略）高等学校（中略）を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

1 2 条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

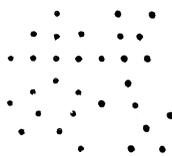
一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

（以下省略）

1 4 条 1 項 4 条 1 項又は 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

1 4 条 2 項 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

1 4 条 3 項 省略



### 3 学校法人会計基準

1 条 1 項 私立学校振興助成法（中略）14 条 1 項に規定する学校法人（（中略）以下第 6 章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。

1 条 2 項 省略

4 条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表

イ 資金収支内訳表

ロ 人件費支出内訳表

二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

10 条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第 1 のとおりとする。

19 条 消費収支計算書に記載する科目は、別表第 2 のとおりとする。

30 条 1 項 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一、二 省略

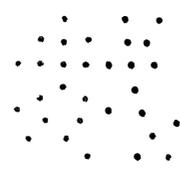
三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 省略

30 条 2 項、3 項 省略

33 条 貸借対照表に記載する科目は、別表第 3 のとおりとする。

34 条 1 項 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをい



う。以下この条において同じ。)として記載するものとする。

3 4 条 2 項 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3 4 条 3 項 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

3 4 条 4 項 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

3 4 条 5 項 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

3 4 条 6 項 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

3 4 条 7 項 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

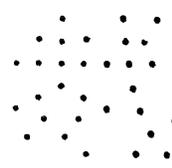
別表第 1 別紙 3 のとおり

別表第 2 別紙 4 のとおり

別表第 3 別紙 5 のとおり

#### 4 山形県情報公開条例(乙1)

1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県勢の発展に寄与することを目的とする。



2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 知事（中略）をいう。

二 実施機関の職員 省略

5 三 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真（中略）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 一般に入手することができるもの（以下省略）

10 ロ 省略

四 開示 省略

4条1項 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

4条2項、3項 省略

15 5条1項 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。

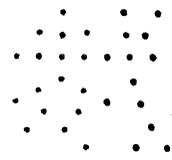
5条2項 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、実施機関は、当該公文書の開示をしてはならない。

20 5条3項 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下「不開示部分」という。）が当該不開示部分を除いた部分（以下「開示部分」という。）と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、当該開示部分の開示をしなければならない。（以下省略）

5条4項 省略

25 6条1項 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

一、二 省略



三 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（中略）であって，次に掲げるもの。ただし，当該法人等（中略）の事業活動によって生ずる人の生命，身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため，開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示をすることにより，当該法人等（中略）の競争上の地位，財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 省略

四ないし七 省略

6条2項 省略

## 5 山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（抜粋）（乙2）

本件条例6条1項3号イに該当すると考えられる場合とその具体的な例

- (1) 法人等（中略）の保有する生産技術上又は販売上の情報などで，開示することにより，当該法人等（中略）の事業活動が不当に損なわれるおそれがある場合
- (2) 経営方針，経理，人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって，開示することにより，法人等（中略）の事業運営が不当に損なわれるおそれがある場合
- (3) 法人等（中略）の名誉，社会的評価，社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがある場合

以上

# 別紙 3

法規編

別表第1 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

収入の部		備 考
科 目	目	
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授 業 料 収 入	聴講料、補講料等を含む。
	入 学 金 収 入	
	実 験 実 習 料 収 入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金 収 入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手 数 料 収 入	入 学 検 定 料 収 入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料 収 入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証 明 手 数 料 収 入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄 付 金 収 入	特 別 寄 付 金 収 入	土地、建物等の現物寄付金を除く。
	一 般 寄 付 金 収 入	用途指定のある寄付金をいう。
補 助 金 収 入	国 庫 補 助 金 収 入	用途指定のない寄付金をいう。
	地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	日本私学振興財団からの補助金を含む。
資 産 運 用 収 入	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奨学基金運用収入を除く。
	施 設 設 備 利 用 料 収 入	
資 産 売 却 収 入	不 動 産 売 却 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	有 価 証 券 売 却 収 入	
事 業 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
雑 収 入		固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	廢 品 売 却 収 入	
借 入 金 等 収 入	長 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学 校 債 収 入	
前 受 金 収 入		翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	授 業 料 前 受 金 収 入	
	入 学 金 前 受 金 収 入	
	実 験 実 習 料 前 受 金 収 入	
	施 設 設 備 資 金 前 受 金 収 入	

学校法人会計

その他の収入		上記の各収入以外の収入をいう。
(何)引当特定預金からの繰入収入		
前期末未収入金収入		前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
貸付金回収収入		
預り金受入収入		
支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人 件 費 支 出	教員人件費支出	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職金支出	
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅費交通費支出	
管理経費支出	奨学費支出	貸与の奨学金を除く。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
借入金等利息支出	旅費交通費支出	
	借入金利息支出	
	学校債利息支出	
借入金等返済支出	借入金返済支出	
	学校債返済支出	
施設関係支出		整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	土地支出	
	建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。
	構築物支出	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
設備関係支出	建設仮勘定支出	建物及び構築物が完成するまでの支出をいう。
	教育研究用機器備品支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
	その他の機器備品支出	
	図書支出	
	車両支出	



資 産 運 用 支 出    そ の 他 の 支 出	有価証券購入支出 (何)引当特定預金への繰入支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産支出  貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。     収益事業に対する貸付金の支出を含む。
--	---	--

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額がきん少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及びその他の機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

別表第2 消費収支計算書記載科目 (第19条関係)

消費収入の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
学 生 生 徒 等 納 付 金	授 業 料	聴講料、補講料等を含む。	
	入 学 金		
	実 験 実 習 料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。	
	施 設 設 備 資 金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。	
	手 数 料	入 学 検 定 料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
		試 験 料	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
		証 明 手 数 料	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
	寄 付 金	特 別 寄 付 金	用途指定のある寄付金をいう。
		一 般 寄 付 金	用途指定のない寄付金をいう。
		現 物 寄 付 金	土地、建物等の受贈額をいう。
補 助 金	国 庫 補 助 金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。	
	地 方 公 共 団 体 補 助 金		
資 産 運 用 収 入	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。	
	受 取 利 息 ・ 配 当 金	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、奨学基金運用収入を除く。	
	施 設 設 備 利 用 料		
資 産 売 却 差 額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。	
事 業 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。	
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。	
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。	
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。	
	雑 収 入		固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	廃 品 売 却 収 入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。	

学校法人会計



学校法人会計

支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人 件 費	教 員 人 件 費	教員（学長、校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
教 育 研 究 経 費	役 員 報 酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職給与引当金繰入額 （又は退職金）	退職給与引当金への繰入れを行っていない場合には、当該会計年度における退職金支払額を退職金として記載するものとする。
		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消 耗 品 費	
	光 熱 水 費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
管 理 経 費	旅 費 交 通 費	
	奨 学 費	貸与の奨学金を除く。
	減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	消 耗 品 費	
	光 熱 水 費	
借 入 金 等 利 息	旅 費 交 通 費	
	減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
	借 入 金 利 息	
資 産 処 分 差 額	学 校 債 利 息	
		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
徴収不能引当金繰入額 （又は徴収不能額）		徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない債権について当該会計年度において徴収不能となつた場合には、当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。  
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額がきん少なものについては、この限りでない。  
 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。  
 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第3 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

資産の部			備 考
科 目		目	
大科目	中 科 目	小 科 目	
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になつていゝるものであつても使用中のものを含む。
		土 地	
		建 物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構 築 物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		その他の機器備品	
		図 書	
		車 輛	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		その他の固定資産	借 地 権
	電 話 加 入 権		専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
	施 設 利 用 権		
	流動資産	有 価 証 券	長期に保有する有価証券をいう。
収 益 事 業 元 入 金		収益事業に対する元入額をいう。	
長 期 貸 付 金		その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。	
(何) 引当特定預金			
第3号基本金引当資産		第3号基本金に係る預金等をいう。	
現 金 預 金			
未 収 入 金		学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。	
貯 蔵 品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。		
短 期 貸 付 金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。		
有 価 証 券	一時的に保有する有価証券をいう。		

負債の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
固 定 負 債	長 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	学 校 債	同上
	退 職 給 与 引 当 金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流 動 負 債	短 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	学 校 債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手 形 債 務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未 払 金	
	前 受 金	
	預 り 金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
基本金の部		
科 目		備 考
第1号基本金		第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
第2号基本金		第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
第3号基本金		第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
第4号基本金		第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
消費収支差額の部		
科 目		備 考
(何) 年度消費支出準備金		特定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)		

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。  
 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及びその他の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

これは正本である。

平成31年4月23日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 小山 順 司

